

第9回教育委員会会議

1 日時 令和2年8月4日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市教育センター 講堂

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理人

平井 正朗 教育長職務代理人

巽 樹理 委員

栗林 澄夫 委員

川田 裕 大阪市高等学校教育審議会会長代理

多田 勝哉 教育次長

山口 照美 生野区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

村川 智和 総務課長

江野 一 ICT推進担当部長

中野下 豪紀 ICT推進担当課長

渡瀬 剛行 指導部長

水口 裕輝 教育センター所長

山野 敏和 第1教育ブロック担当部長

松田 淳至 学校力支援担当部長兼第2教育ブロック担当部長

飯田 明子 第3教育ブロック担当部長

盛岡 栄市 第4教育ブロック担当部長

寺本 圭一 高等学校教育担当課長

福山 英利 首席指導主事

三嶋 賢慶 保健体育担当課長
藤巻 幸嗣 教務部長
松井 良浩 教職員服務・監察担当課長
三木 信夫 生涯学習部長兼市立中央図書館長
大多 一史 生涯学習担当課長
島上 智司 市立中央図書館利用サービス担当課長
川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名
- (3) 案件

議案第61号	職員の人事について
報告第31号	大阪市高等学校教育審議会第13次答申について
報告第32号	令和3年度使用教科用図書の採択にかかる答申について
報告第33号	市会提出予定案件（その17）
協議題第16号	学校における感染症予防の取組について（その2）
協議題第17号	令和3年度使用教科用図書の採択にかかる答申について
協議題第18号	生涯学習大阪計画について
協議題第19号	第3次大阪市子ども読書活動推進計画について

なお、協議題第17号から第19号までについては会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第61号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第31号「大阪市高等学校教育審議会第13次答申について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年2月10日の教育委員会会議において、教育委員会から大阪市高等学校教育審議会に対し、Society5.0で実現する社会に求められる大阪の産業人材育成を担う新たな工業系高等学校の在り方について諮問した。この諮問を受け、大阪市高等学校教育審議会でご審議を重ねていただき、このたび答申をまとめていただいたところである。

川田裕大阪市高等学校教育審議会会長代理からの説明要旨は次のとおりである。

本来であれば添田会長が答申の内容についてご説明させていただくところであるが、本日は公務のためご欠席であるので、私からご説明申し上げます。

まず、審議の経過について、令和2年2月から7月にかけて4回の審議会を開催し、今回、答申として取りまとめたものである。答申の内容について、項目1では、少子化の現状とこれまでの本市高等学校の取組及び再編整備による新設校開設について、また、本市工業系高等学校に関する課題について、このたび諮問を受けた背景について述べている。項目2では、諮問内容に沿い、Society5.0で実現する社会に求められる人材には、どのような知識・技術が求められるかについて述べている。項目3では、本市工業系高等学校がこれまで教育活動の充実に努め、地域産業の発展を担う学校としての役割を果たしてきたものの、長期的な少子化や近年の普通科志向等により志願者が減少していることなど、本市工業系高等学校5校の現状と課題について述べている。項目4では、前段で今後の本市工業系高等学校に求められる教育内容についての総論を述べている。そして、後段では、項目3に記載の現状と課題を踏まえた各校の今後の在り方、教育内容について述べている。今後求められる教育内容の総論としては大きく4つあり、1としてSociety5.0と言われる超スマート社会の到来に対応した先進的な教育内容、2として学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びに資するPBLと言われる学習方法、3として大学や企業と連携した取組、4として産業のグローバル化に対応できる英語教育である。また、ICT環境の整備、工学の最新デジタル技術の導入、少人数編成によるきめ細かな指導体制といった教育環境の充実の必要性についても述べている。

さて、各校の今後の在り方について、まず、工芸高等学校については、設置学科がデザインや美術に関する学科であり、他の工業系高等学校とは教育内容が大きく異なること、志願者数も安定していることなどから、引き続きデザイン教育を牽引する学校として実績を積み重ねてほしいとした。

次に、都島工業高等学校については、近年大幅な志願者不足とは言えないまでも志願状況は低調であり、さらなる魅力化を図る必要があるとした。特に同校は、卒業者のうち大学等に進学する生徒の割合が工業高校の中では比較的高いという特色があり、今後その特色を強みとした魅力化を検討すべきであるとした。

最後に、泉尾工業高等学校・東淀工業高等学校・生野工業高等学校の3校については、ここ数年の志願状況、少子化の進行を踏まえ、各校で魅力化を進めるよりも、1校に再編整備し魅力化を図る方向で検討することが望ましいとした。再編整備した場合の新しい学校に求められる教育内容については、総論で述べたもののほか、本市の工業系高等学校がこれまで培ってきた、特色ある工業教育を継承する観点からの学びについて述べている。

最後に、教育委員会におかれては、我々の願う答申の趣旨を深く理解していただき、本市の工業系高等学校の魅力化に向けた教育内容の検討をはじめとする教育施策の推進が図られるよう期待している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 今年、府内の中学校3年生は3,000人以上減少します。また、コロナ禍の影響により、十分に中学校のほうに各学校の特色や特徴が伝わってないという声も聞きますので、個々の学校がPBLや英語教育など、日頃から積極的に取り組まれていることを早い段階から中学生に伝えるということを検討していただければと思います。

【山本教育長】 川田先生をはじめ、審議会委員の皆様方には、このコロナ禍のなかで短期間に集中したご審議をいただき、答申をまとめていただきましたことに心より感謝を申し上げます。ほんとうにありがとうございました。我々といたしましては、この答申を踏まえ、各校の特色や強みを十分に生かした工業系高等学校のさらなる魅力化に向け、丁寧に、そして、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。また、平井委員からいただいたご意見も踏まえまして、今後の高等教育の充実に向けて議論を進めてまいりたいと思いますので、これからも引き続きご指導をよろしくお願い申し上げます。

報告第32号「令和3年度使用教科用図書の採択に係る答申について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

答申に先立ち、まず、私から採択に関わる基本方針及び採択の仕組みについて、改めて

流れを説明申し上げる。基本方針について、義務教育諸学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならないと定められており、今年度においては、新たに中学校の全種目の教科用図書の採択を行うこととなっている。新たに採択する教科用図書については、執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下、選定委員会という）の厳正かつ公正な調査・研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択するものとしている。

今回は、採択地区については、4採択地区に分けて選定を行うこと、さらに、本市に2校ある中高一貫校については、学校ごとにそれぞれを選定することとなっている。また、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則を改正し、選定委員会の中に地区部会を採択地区ごとに設置した。その地区部会ごとに学校調査会、専門調査会による調査・研究を実施され、各地区部会に報告があり、地区部会内における調査・研究及び審議を重ねてまいった。その審議の結果として、地区部会において答申がまとめられ、過日地区部会長から選定委員会委員長へ結果の報告があった。

本日、その選定委員会の調査・研究を経た答申が上程され、この答申を参照していただき、教育委員会において採択するという手順である。

水口選定委員会委員長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年6月2日、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、教育委員会から令和3年度使用中学校教科用図書の選定についての諮問を受けた。本選定委員会は大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づいて教科用図書の選定を行うため、公正確保に留意しながら適正に教科用図書の調査・研究を行ってまいった。

今回は選定委員会に採択地区ごとに置かれた地区部会において、16種目69点について専門調査会、学校調査会の調査・研究の報告を基に、教科書展示会のアンケートによる市民の意見も参考にし、審議を進めてきた。

第1回選定委員会においては、全体会で選定のための計画の立案、調査を進めるための調査の観点の策定を行い、また、その後の地区部会において、採択地区の実情や課題を踏まえ、より大切にしたい観点の重点化を行った。その後、各地区部会に設置された専門調査会や学校調査会において、採択地区ごとに重点化された調査の観点を基に調査・研究が行われた。

専門調査会は主に校長1名と教員3名の調査員が合議の下、各教科書の内容について調

査の観点に従って詳細に調査・研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述し、報告資料を作成した。学校調査会においては、各学校において調査の観点に従って発行者ごとに特に優れている点及び特に工夫・配慮を要する点について調査し、特筆すべき事項があれば簡潔に記述するなどし、詳細を作成した。

なお、本市に2校ある中高一貫校については、4採択地区とは別に学校ごとに採択をすることから、各中高一貫校が立地する採択地区の地区部会に学校調査会を設置した。その学校調査会において、調査の観点に従って各校の特色や独自性を踏まえながら詳細に調査・研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文書で記述し報告資料を作成した。

第2回、第3回の選定委員会では地区部会ごとに開催をし、各調査会の調査結果と教科書展示会のアンケートによる意見を基に協議検討を重ね、特筆すべき事柄の根拠を明らかにした。さらに意見が分かれる点については、選定委員が実際に見本本を改めて調査し審議を重ねてきた。審議を通して大阪市教育振興基本計画等の趣旨を踏まえ、大阪市の子どもにとってより適切な教科書の調査・研究に努めた。保護者代表、学校協議会委員代表、学識経験者代表、学校代表、区担当教育次長代表、教育委員会事務局代表とそれぞれの立場からのご意見をいただき、議論を重ね、地区部会ごとに答申資料を作成した。

そして、過日大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第5条第4号に基づき、各地区部会長から選定委員長に審議結果の報告があった。

これを受けて、ここに別紙のとおり答申する。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、高等学校の答申についてご説明申し上げます。

初めに基本方針について、高等学校において使用する教科用図書については、文部科学省検定の教科書及び文部科学省著作教科書の中から、各校の教科用図書選定調査委員会が調査・研究し、教育委員会に答申することとしている。ただし、高等学校の場合は実技・実習を伴う科目において、科目に適した文部科学省検定済み教科書あるいは文部科学省著作教科書がない場合は、他の適切な教科用図書を使用することができると定められている。

本市高等学校の使用する教科用図書については、各校の教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、教育委員会において採択していただくこととしている。

各校は教科用図書選定調査会要綱に基づき、公正確保に留意しながら生徒に適した教科

用図書についての調査・研究を深め、厳正に審議し答申を作成したところである。

本日は、各校の教科用図書選定調査会より提出された答申書を教育委員会に提出する。今後は各校の答申を参考に教育委員会において採択していただくこととしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 ただいま中学校並びに高等学校の令和3年度使用教科用図書の採択に係る答申書をいただいたところでございます。これから私どものほうで採択に向けた作業に入るわけでございますけれども、いただきました答申書は、採択された教科用図書について各現場の教員の皆様方が、より近いまとまりの中で児童・生徒の状況に応じた研究を主体的に深めることができるなどの観点に基づいて、4つの各採択地区の調査会及び選定委員会に参加された数多くの教職員、保護者の方々並びに学識経験者が、一つ一つの教科書を丹念に調査・研究をいただき厳正に審議され出来上がったものである、そういった趣旨のご説明を受けたわけでございます。

また、高等学校教科用図書の答申書につきましても、それぞれの選定調査会におかれて、同様に厳正な審議の末に出来上がったものであるとのご説明をいただいたものでございます。

私どもといたしましては、これらの答申書を踏まえますとともに、また、教育委員会としての視点、例えば採択地区の複数化を求めて採択をいただいた大阪市会での陳情の内容ですとか、あるいは外部監察チームの報告書の趣旨、各種学力調査に見られる子どもたちの変化なども考慮しながら、採択に向けて慎重で十分な検討を進めてまいりたいと考えております。

今後は8月下旬を目途に教育委員会会議の中で公正かつ適正な採択事務を進めてまいりたいと考えております。検討にあたりましては、選定委員会の皆様方にも必要に応じて説明を求めていくことがあろうかと思っておりますので、今後のご協力もよろしく願いをいたします。

また、採択にあたりましては、静謐な環境の中で公正かつ円滑に検討していくことが不可欠であると考えておりまして、頂きました答申書の内容につきましても、採択事務が終了するまでの間は関係者以外には公開しない形で実務を進めてまいりたいと考えておりますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

私どものほうからの今後の進め方に当たっての考え方は以上でございます。

これから暑い中、コロナ禍の下ですけれども、また皆さん方のお力もいただきながら精力的に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

報告第33号「市会提出予定案件（その17）について」を上程。

江野 I C T 推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件については、7月14日の協議題でご説明申し上げた学習者用端末の整備に関するものである。新型コロナウイルス感染症の新たな感染拡大の懸念がある中、いつ発生するか分からない学校休業の事態に備え、少しでも早く学習者用端末を調達し、家庭でのオンライン学習を支援するなど、学校休業中の児童・生徒の学びの機会を保障することが急務であるため、業者決定後速やかに契約をする必要がある。本件は4つのブロックに分けて調達を行っているが、いずれも契約金額が7,000万円以上であるため、市会の議決が必要な財産の取得となる。このことから、7月17日の業者決定の後、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長の急施専決処分により、7月臨時会に市長が提出する財産取得の議案について原案のとおり了承したので、同条第2項により本日ご報告するものである。

学習者用端末及び充電保管庫の取得について、大阪市立西九条小学校ほか91校分については、契約の相手方は株式会社大塚商会で、契約金額は21億9,963万1,632円である。大阪市立滝川小学校ほか111校分については、契約の相手方はS k y 株式会社で、契約金額は29億2,101万2,820円である。大阪市立玉造小学校ほか103校分については、契約の相手方はリコージャパン株式会社で、契約金額は22億582万9,824円である。大阪市立真田山小学校ほか108校分につきましては、契約の相手方はS k y 株式会社で、契約金額は24億3,242万8,020円である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 今回、急施専決で議会に付すべき案件を上げていただいて、その上で通常は開かれない議会を開いて議決を得たということですね。その趣旨は一日でも早く機器を入れていただくということですので、その辺りについて業者の方にもお願いしていただきたいと思います。

【江野 I C T 推進担当部長】 できるだけ早く調達ができるよう、今後業者と調整していきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第16号「学校における感染症予防の取組について」を上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件の経緯について、昨年9月の教育委員会会議において、学校園におけるインフルエンザ対策として、除菌シートを活用したいというご提案をいただいた。それを受けて、事務局として、事業者から用品の提供を受けてモニタリング事業として実施してきた。

まず、感染症予防に関してアルコールクロスを活用した清拭のモニタリング事業については、富士フィルム株式会社のHydro Ag+というアルコールクロスを用いて、机や椅子等の身の回りのものやドアノブ等の共用物を、中学校の生徒たちが1日1回拭くということ、令和元年12月から2年2月まで、市内の8中学校において実施をした。結果としては、モニタリング実施期間の12月から2月までの間におけるインフルエンザの発症の状況と学級休業の状況を実施前の平成30年度と比較したところ、発症率、学級休業率、いずれも減少し、特に実施校の学級休業率の前年度比の部分が大きく減少しており、一定の効果があったと考えている。

次に、感染症予防に向けた二酸化塩素ガス剤を活用した空間除菌の取組モニタリング事業については、大幸薬品株式会社のクレベリンG150という二酸化塩素ガス剤を用いた空間除菌を行うというものである。令和2年1月から2月まで、市内の50の小学校でこれを実施した。結果について、モニタリング実施校においては発症率、学級休業率ともに減少しており、こちらも特に実施校の休業率はポイントが減少しているため、一定の効果があったと考えている。なお、このモニタリング事業は、今年度については、大幸薬品工業の方は継続して実施していただけることとなっている。本取組としては、一旦これで終了するが、新型コロナの感染は収束していないため、各学校では引き続き消毒の対策を取っていただくことになっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この件は昨年、インフルエンザ対策としてお願いしました。実施していただいて、ほんとうにありがとうございます。その後にコロナというのが2月ぐらいから出てきまして、数字的に何かかき消されて、どっちがどうなのか分からなくなってきました

が、そうとは言いながら、やっぱり有意的な差があるように思えます。ただ、インフルエンザを含め感染症は地球全体での問題となっており、特に学校では大きな問題になりますので、こういう方法に限らず、やはり感染症対策というのは継続的に、半永久的にやらないといけないと思っています。もちろん費用がかかりますので、どの程度やるかということとは問題になりますが、今回については富士フィルムさんも含めてご協力いただきましたが、ある程度お金がかかってもやっぱりやるべきと思っていますので、それも含めて今後検討していただきたいと思います。

【異委員】 この表を見ると一定の効果が表れたのかなと思いますが、2月はコロナと重なっていて、やっぱりマスクの感染防止対策というのかなり影響はあるのかなとは思いますが、引き続き対策して欲しいと思います。

現物を見たり、説明を読んだりしていないので分かりませんが、児童・生徒の中で一部アルコールアレルギーなどがある子どももいると思います。やっぱり手が腫れたりして過敏な子どももいると思いますので、最初に聞き取りを行うなど、その辺の対応も併せてお願いしたいと思います。

【三嶋保健体育担当課長】 委員ご指摘のとおり、アルコールのアレルギーをお持ちの児童・生徒はおられます。かぶれたりアレルギー症状を起こす場合がありますので、その辺は十分聞き取りを行って、アレルギー等の影響がないように取り組んでまいりたいと考えております。

【山本教育長】 今いただいたご意見も踏まえまして、ある程度効果があったという結果が出ていますので、結果を無駄にすることのないように進めていただきたいと思います。

協議題第17号「令和3年度使用教科用図書の採択に係る答申について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

先ほども報告申し上げた教科書採択に係る答申について、中学校の採択に関わってご説明申しあげる。

本日の配付資料について、本日提出された答申として、答申文及び4採択地区と2校の中高一貫校の各答申資料がある。また、調査の観点、令和3年度使用教科書見本本発行者一覧、教科書閲覧に関するアンケート集計を配付している。また、答申資料の総評の部分のみを抜粋して種目ごとの一覧にまとめた答申資料総評一覧を配付している。

この後、指導部初等・中学校教育担当の首席指導主事より選定委員会の答申資料に沿っ

て全体的なご説明を申しあげ、その後、各教育ブロック担当部長より採択地区ごとの実情や課題を踏まえた調査の観点の重点化についてご説明申しあげる。また、その後、教科書展示会におけるアンケートの集計結果について簡単にご報告申しあげ、最後に今後の予定についてご説明申しあげる。

福山初等・中学校教育担当首席指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

今回は選定委員会に採択地区ごとに置かれた地区部会において調査・研究を行ってまいった。その調査・研究のよりどころとなるのが調査の観点になる。この調査の観点は、教育委員会から選定委員会への諮問内容を踏まえ、事務局で原案を作成し、第1回選定委員会における全体会において策定した。調査・研究に対する基本的な考え方を示しており、大阪市教育振興基本計画及びそれに基づく施策との関連性に基づいて調査・研究すること、今日的な教育課題として3点を示し、それに基づいて調査・研究を行うこととしている。具体的には、基本構成は大きく3つの項目になっており、項目の1つ目が大阪市教育振興基本計画等の関連となっており、観点①と②は振興基本計画における2つの最重要目標、また、観点③から⑤は、先ほど申しあげた今日的な教育課題となる。この項目の観点は全種目共通となっている。項目の2つ目が内容の取扱いとなっており、各種目の教育内容に関わった観点となっている。具体的には、学習指導要領の各教科の目標や内容、内容の取扱いなどから設定をしている。なお、この項目はどの種目においても7観点となっている。そして、項目の3つ目がその他となっており、外的要素、構成・配列、資料等についての種目も8観点と共通している。

採択地区ごとに、各地区の現状や課題を踏まえて、全ての観点からより大切にしたい観点を各種目5観点程度ずつ抽出し、観点を重点化を図っている。後ほど各教育ブロック担当部長から、それぞれの地区部会においてどのような考え方で重点化が行われたのかについて説明をさせていただくが、各地区部会においては、その重点化した観点を中心に調査・研究を進め、答申資料を作成してまいった。なお、本市に2校ある中高一貫校については、各校で重点化する観点を決定し、当該校の特色や独自性を踏まえながら調査・研究を行ってまいった。

次に、答申資料の見方についてご説明申しあげる。最上段に総評欄があり、その下に、特に優れている点と特に工夫・配慮を要する点の2段構成となっており、調査の観点の項目ごとに箇条書で記載している。文末にマル数字がついているが、それはその文章に関わ

る観点の番号を示している。そして、最上段にある総評欄は、特に優れている点と、特に工夫・配慮を要する点に記載されたもののうち、重点化された観点に関わるものを転記したものになっている。その総評に記載された箇条書の内訳から発行者間の優位性の違いが読み取れるようにしている。

山野第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

第1地区部会における調査の観点の重点化についてご説明申しあげる。第1採択地区は此花、港、西淀川、淀川、東淀川の5区で構成されている。地区全体の特徴としては、学力に課題のある学校の割合が比較的高く、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に課題があると言える。また、勉強が好きかとの質問に肯定的に回答する生徒の割合が比較的低く、主体的に学習に取り組む態度、すなわち学びに向かう力に課題があると考えている。当部会の協議では、調査の観点の重点化に当たり、このような当地区の特徴と新学習指導要領の改訂のポイントを踏まえ、知識及び技能と学びに向かう力、そして、主体的・対話的で深い学びを重視することを確認した。

咲くやこの花中学校以外の26校の選定基準について、国語を例に挙げてご説明申しあげる。当部会としては、重視する観点について、1の大阪市教育振興基本計画等との関連の項目からは、主体的・対話的で深い学びに関連する3番を選んだ。2の内容の取扱いの項目からは、知識及び技能に関連する項目と、学びに向かう力に関連する項目を選んだ。さらに3のその他の項目からは、学習した内容を確実に習得する内容の項目を選んだところである。他の種目においてもおおむね同様の考え方で選び、国語、書写、音楽の器楽、保健体育では4つの観点を、それ以外の種目では5つの観点を、重点を置く観点とさせていただいた。

続いて、当部会では当地区に所在する中高一貫教育校である咲くやこの花中学校についても協議した。当該校はものづくり、スポーツ、言語、芸術など、早くから興味関心が表れやすい分野の才能を伸ばすことを目標とし、特色ある教育内容を展開している。調査の観点の重点化に当たり、その特色や独自性を踏まえ、他の26校とは異なる考え方で選んだ。その考え方について国語選定基準を例に挙げてご説明申しあげる。1の大阪市教育振興基本計画等との関連の項目からは、4番を選んだ。その理由としては、当校ではこれまでも主体的・対話的で深い学びの実現に取り組み、既に一定の成果を得ていることから、その学びをさらに深め、論理的思考力、判断力、豊かな表現力の育成に向けた授業の実践を進

めていくことを重視したためである。一方、3のその他の項目からは6番を選んでおり、これは他の26校と同じである。ほかの項目については説明を省略させていただくが、このように本校の特色や種目の特性等に鑑み、独自の考え方で調査の観点の重点化を行った。

松田第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本地区は北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区の7区で構成されている。当地区部会においては、地区の現状と課題について、学力面では、全国学力・学習状況調査で全国平均を超える学校が多数あり、学力面では安定している地区である。一方で、平均に届いていない学校もあり、生徒の格差の方があるという点が課題と言われている。そのために基礎学力の定着が必要であるとともに、生徒自らが関心を持って、発展的に学ぶという力の育成も必要となっている。

こういう点から調査の観点の重点化に当たり、新学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業が展開できる教育の在り方、この点を念頭に置いて、コロナ禍の学習保障の点も踏まえ、3点大きく掲げている。1点目は、教員にとって教えやすいかということも大切だが、何よりも生徒にとって学びやすい、分かりやすいかどうかということ、2点目は、基礎学力の向上はもとより興味関心を持って発展的な課題に取り組む動機付けとなる構成になっているか、家庭においても自発的に学習しやすいかどうかということ、3点目は、3年間の中学校生活以降の進路選択に向けて、着実に学力を伸ばさせることができる内容かという点を重視したいと考えた。

これらの点を踏まえ、重点化を行った。具体的には、ご覧いただいている別紙の国語から始まる各種目の観点番号に黒丸をしているものとなり、どの種目も5観点ずつある。

飯田第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

当採択地区は中央区、西区、大正区、浪速区、住吉区、住之江区、西成区の7区で構成されている。地区部会において、地区の現状と課題について確認したところ、学力面での特徴は学力に課題のある学校が多く、全体的に文章を理解した上で自分の考えを表現する力に課題が見られるということであった。一方で、全国学力・学習状況調査において、全国平均を上回るような学校も一定数あること、また、外国にルーツがあるなど学習言語の習得に支援を要する児童・生徒が多数在籍する学校があるということを確認した。

そこで、調査の観点の重点化に当たり、言語活動を充実するための考え、表現する学び

や話し合う学び、そして、基礎・基本をしっかりと身につけるための目当てを振り返る学びを進めることができるかといった観点が大切であると考えた。

これらの特徴を踏まえ、バランスの取れた採択を行うということが必要であると考え、具体的には大阪市教育振興基本計画に示された2つの最重要目標に係る2観点、それから、新学習指導要領を踏まえた今日的な教育課題の3観点のそれぞれに重点を置くことを確認した。

国語の例で申しあげる。これはどの種目も同じになるが、項目1の大阪市教育振興基本計画等との関連にある5項目を重要視している。また、教育現場の声を重視することで間接的に地域性を反映させることができると考え、答申資料の作成に当たり、学校調査会と専門調査会の調査結果を重視し、また、2つの調査会の中の整合性を取るよう専門調査会に指示をして、専門調査会の報告が学校調査会の報告を踏まえたものとなっているかを確認したところである。

続いて、中高一貫校である水都国際中学校についてご説明申しあげる。当該校については、英語教育、国際理解教育、課題探究型授業を3つの教育の柱とし、心、知性、身体のバランスの取れた全人教育を理念の核としている。また、数学、理科、英語については、英語ネイティブ教員による授業を実施しており、対話に主眼を置いたアクティブ・ラーニングを積極的に実施しているところである。調査・研究及び答申資料の作成に当たり、その特色や独自性を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するような配慮がされているか、また、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、論理的思考力、判断力、豊かな表現力等を育成するよう配慮されているかに重点を置くことを確認した。

盛岡第4教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

当地区は天王寺、阿倍野、生野、東住吉、平野区で構成される。まず、第1回目の地区部会において、地区の現状と課題について確認をした。過去15年間の児童・生徒数の推移を見ると、全市的に児童・生徒ともに減少傾向にあるなかで、当地区はさらにその減少傾向が強く表れており、全市の減少数のうちの半数以上が本地域の減少になっている。ただ、エリア的には児童・生徒が増えている地区もあり、減少率の大きいエリアではこの過去15年間で児童・生徒が25%以上減っているという現状を確認した。続いて、全国学力・学習状況調査の結果について、過去5年間全国平均に届かず、全市平均からも下回っている現状があった。ただ、これもエリアによって平均正答率に非常に差があり、習熟の差、学力

の差が非常に大きな地域であるということを確認した。一人一人の生徒、全ての生徒に対して学力向上を図ることが非常に大切であるということ、さらには、生徒の実態に即した家庭学習の充実を図ることが課題であるということを確認した。

これを踏まえ、調査の観点の重点化に当たり、3点考えた。1点目は、強化学習を通して基礎・基本の定着はもとより文章や情報を正確に理解し説明する力を身につける構成となっているかどうか、2点目は、個別学習やグループ学習など、生徒の実態に即した学習形態が取り入れやすく、かつ、家庭においても学習しやすいよう配慮されているか、3点目は、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、指導者が授業改善を行う上で単元や題材など、内容や時間のまとまりが見通ししやすく配慮されているかということを確認した。

以上の確認事項から、本地区における調査の観点の重点化については、ほかの地区より少し多いが、地図と音楽、器楽については5観点、それ以外の種目につきましては6観点を選んだところである。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、教科書センターにて開催した教科書展示会のアンケートについてご説明申しあげます。アンケートの総数は859点であった。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年度より回収状況は低めとなっている。また、社会の歴史に関する意見が最多で、続いて公民、国語が多かったというところである。アンケートの主な意見、感想について、教科書全般に関わる意見や感想としては、写真や資料が充実しており、子どもにとって見やすく分かりやすくなっている、サイズが大きくなっていることから、持ち運びに心配がある、インターネットとの連携が充実しているなどの声があった。

今後の予定について、この答申をご参照いただき、8月下旬の採択に向け、教育委員の皆様には調査や研究をいただきたいと考えている。次回の教育委員会会議においては、各教科書の特徴についてご説明申しあげます。なお、昨年度の小学校採択の際に、教育委員から各地区の特徴や課題について示してほしい、また、各地区調査の結果どのような観点でどの教科書発行者に優位性があったのかを示してほしいとの意見をいただいたので、選定委員会における議論を踏まえた地区ごとの教科書の優位性について説明をさせていただきます。次回の教育委員会会議の採択に向けた協議題においても、昨年度同様に、採択地区ごとの各種目における優位性の高い発行者を中心に説明申しあげたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 今の説明でそれぞれの地区の重点を中心に見ておられるところなどについてはよく分かりました。その点に関わって1つ教えていただきたいのですが、調査基準については大阪市の教育振興基本計画との関連が1つ、そして、それに関わって内容の取扱いが1つ、3としてその他というように、共通の調査の観点からそれぞれ調べていただいたということになっているところ、第3採択地区においては、学習指導要領等で重点化しているところ、また、大阪市の教育基本計画で重点としているところについて、第1の項目を重点化して考えていこうという趣旨については分かるのですが、それであれば内容の取扱い等について、やはりこの点は、共通して検討しているわけですので重点化すべきではないかと思います。他の地区で考えておられるような重点化項目というのが、むしろ出てくるのではないかという印象を受けるのですが、内容の取扱いやその他の項目について、特に重点化することが必要ないということなのではないでしょうか。全体として考えていくという姿勢で検討されているというのは、独自と言えば独自だと思うのですが、どういう理由なのか教えていただけますでしょうか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 まず、学力面において、非常に幅広く学校があるということで、いろんなバランスの取れた採択をするという意味で、一番基本となるところとしてやはり教育振興基本計画と学習指導要領だろうという議論がありました。あと、もちろん内容の取扱いでありますとかその他の項目につきましても、それぞれ項目1の大阪市教育振興基本計画や学習指導要領との関連というものが当然ありますので、その関連を見ながら、内容の取扱いについてももちろん考えておりますし、各教科書の優位性を検討する場合にも、1の項目ではなかなか差がつきにくかったものの、2のそれぞれ内容の取扱いであったり、その他の項目で差があるというようなところはまた改めて見ていったというような形で進めてきた。

【栗林委員】 ありがとうございます。

【平井委員】 各教科が大阪市振興基本計画の内容に焦点化しているのは分かるのですが、学びの3要素は切り話すことはできないので、各校でシラバス化するときには十分な合意形成をお願いしたいと思います。この②と④を強調して①③が抜けられないような形ということを各校に説明してあげてほしいと思います。最終的に教育振興計画を実践していく上でも、指導要領がベースになります。組織的運営となるカリキュラム・マネジメントの浸透が不可欠です。

【異委員】 今回4地区の採択ということで、地区ごとの独自性や現状、課題について、口頭で言っていたのですが、たくさんおっしゃっていただいて、どこに何が書いてあるか全部把握できてないので、そういう現状と課題、地区ごとの提示されている場所があれば先に教えていただければと思います。

【福山首席指導主事】 先ほど各教育ブロックの担当部長からご説明した内容については、本日お配りした資料の中には入ってございません。もし必要ということであれば、後ほど資料を改めて作成してお送りするというようなことは可能でございます。

【異委員】 今回4ブロックになって、その地域に合わせたというか、現状と課題の観点がとても大事になってくるのかなと思っています。また提示していただければと思います。

【福山首席指導主事】 検討してご準備いたします。

【山本教育長】 今回、学習指導要領の改訂があり、本来は前回の採択から4年のところ5年間隔が空きました。また採択地区が4つに分かれますが、4採択地区がすべて同じ会社の教科書となる可能性も当然ございますが、委員の皆様方にはご自身の感性で教科書を選定していただくというのが一番でありますし、教育委員会として出す結論が十分に幅広い方々から理解されることもまた大事なことであろうと思っておりますので、そういう観点からもしっかりとご議論いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、高等学校の令和3年度使用教科書選定答申書についてご説明申し上げます。

高等学校においては、各校に設置された選定調査会において、それぞれ答申書を作成している。答申書の作成に当たっては、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、各校における教育目標や学科等の特色、生徒の実態等を踏まえ、十分な調査・研究を行った上で具体的に記述することとしている。

寺本高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

答申書については、全部で21校のものがある。まず、様式1について、調査会の構成として、括弧書きで資格要件に合致するものというのを明記している。これは採択における公正確保のため、教科書等の執筆に関わった教員が選定に関わっていないことを明確にするためである。その下の調査・研究、また、選定の経過については、各見本本の比較検討

やアンケートの実施など、答申書作成までの調査・研究の経緯が記載されている。裏面は、教科書の選定は各校の教育目標や学科の特色を踏まえて行うことから、上の段に学科等の特色についてという欄を設けている。その下の選定の観点について、教科書そのものの内容、学習等に関する観点と、学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観定の2つの観点において示している。また、その下に、保護者及び生徒の意見としてその要旨を、アンケートによって得られた意見の要旨を記載している。

続いて、様式2については、選定した教科書の一覧表になる。観定の欄は、縦2列に分かれており、1つの表の観点、内容、学科と書いてあるところに、内容、学習等に関する観点、また、学科等の特色、生徒の学習状況に関する観点、このうちから2つ重視した観点を番号で示している。また、その一番端のCとかBというように種別を書いています。これはその後にあります様式3のB、3のCを示している。3のBは前年度採択から令和元年度以前の検定済み教科書に変更するもの、3のCは前年度採択分をそのまま継続使用するものとなっている。3のAについては新たに検定済みとなった教科書を使用する場合の様式であり、今年度新たに検定済みとなった教科書がないため、全ての学校でこの様式3のAというのは今回ない。様式4のAについて、科目内容に適した文科省の検定本がない場合は、一般図書を使用する場合があります。そのための様式である。特に英語以外の外国語や教科書が発行されていない専門教科で使用する。咲くやこの花高校のほか西高校、泉尾工業高校など9校で28点が選定されている。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度は、新たに検定を受けた教科書がないため、主に今年度使用している教科書を変更する場合の様式、3のBをご覧ください、その他についても併せてご質問いただければと考えている。今後の予定としては、8月末の教育委員会会議における教科書採択に向け、次回の教育委員会会議にて協議の場を設けたいと考えている。なお、採択当日の教育委員会会議においては、普通科、商業、工業、総合、定時制の校種ごとに1名以上の主に校長先生となるが、選定調査委員長にご出席いただく予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 高校の場合、学校の特色に応じて、学校ごとで決めるという形になっております。それぞれの学校の特色など、教育委員会の方針に沿っているかどうかについて

て、さまざまな角度からのご意見やご質問をいただければというふうに思っているところでございます。

協議題第18号「生涯学習大阪計画について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

生涯学習大阪計画はこれまで1992年に第1次計画を、2006年に第2次計画を策定した。2017年度に策定した現計画である第3次生涯学習大阪計画は、大阪市の生涯学習推進に向けて現状と課題を踏まえ、総合的かつ長期的に講ずべき施策の方向性とその内容を定めたものであり、計画期間は大阪市教育振興基本計画と同様に2020年度までとしている。そのため、今年度中に次期第4次計画を策定し、2021年度から新計画を実施する予定であったが、次の2つの理由から現計画を1年延長したいと考えている。

第1に、本市の教育の大綱である大阪市教育振興基本計画は、学校園に関する教育施策と生涯学習に関する教育施策から構成されていることから、次期生涯学習大阪計画は次期教育振興基本計画の内容等の整合性を図りながら策定していく必要があるが、現行の教育振興基本計画が1年延長の方針となったことから、現行の生涯学習大阪計画についても1年延長する必要が生じた。

第2に、新型コロナウイルス感染拡大のため、学校の休業や市内生涯学習施設の臨時休館等により、学校の特別教室等を利用した生涯学習の取組を従前どおり実施することが難しくなっている。また、現計画の指標についても、今年度は過半数の項目の効果測定が困難な状況になってきており、次期計画策定に必要な現計画の総括を今年度中に行うことが困難となっていることが挙げられる。なお、現計画の延長に当たり、基本理念と施策体系を承継しつつ、これまでの取組状況や関連計画の改訂動向等も踏まえ、変更を要するものは時点修正を行ってまいらる。

今後の予定として、教育振興基本計画の進捗状況に合わせて、現計画の延長及び修正案について、区担当教育次長会議実務部会や生涯学習大阪計画プロジェクト会議において、各区及び関係局にお諮りしながら検討した上で、大阪市社会教育委員会会議でご意見を賜り、最終は教育委員会会議の議決をもって決定してまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 この生涯学習大阪計画が定まるのは、次期大阪市教育振興基本計画が

策定されてからになるのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 そうですね。

【山本教育長】 その方がより正しい形になると思います。

協議題第19号「第3次大阪市子ども読書活動推進計画について」を上程。

三木市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市子ども読書活動推進計画について、1年延長についてご協議賜りたい。

まず、大阪市子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律において市町村が策定するよう努めなければならないとされている計画であり、本市では2006年に第1次計画を策定し、2013年には第2次計画を策定した。2018年に策定した現計画である第3次大阪市子ども読書活動推進計画は、大阪市教育振興基本計画との整合性を図りながら、全ての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校、市立図書館が連携して取り組む施策及び目標を定めており、最重要目標としてそこに記載している全国学力・学習状況調査の調査項目である2項目から数値を挙げている。計画期間は大阪市教育振興基本計画と同様に2020年度までとしている。そのため、今年度中に次期第4次計画を策定し、2021年度から新計画を実施する予定であったが、次の2つの理由から現計画を1年延長したい。

第1に、本計画において基本とする大阪市教育振興基本計画の期間延長である。次期第4次計画は次期教育振興基本計画の内容との整合性を図りながら策定していく必要があるが、現行の教育振興基本計画が1年延長の方針となったことから、現行の第3次計画についても1年延長する必要が生じた。

第2に、新型コロナウイルス感染拡大のため、全国学力・学習状況調査等が中止され、最重要目標等の取組成果が測定できず、計画全体の評価や検証が困難な状況となっており、次期計画策定に必要な現計画の総括を今年度中に行うことが困難となっていることが挙げられる。なお、現計画の延長に当たり、基本理念と施策体系を承継しつつ、関係法令や関係計画との整合性、新型コロナウイルス感染症対策の下での事業の在り方を踏まえ、変更を要するものは時点修正を行ってまいらる。教育振興基本計画の進捗状況に合わせ、現計画の延長及び修正案について、区担当教育次長会議実務部会等において各区及び関係局にお諮りしながら検討した上で、最終は教育委員会会議の議決をもって決定してまいりたい。

説明は以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 特に異論はございませんが、今回、計画の検証や評価がなかなかできにくいということで、それは仕方がないと思うのですが、今現在コロナの関係で外出を控えている子どもや児童・生徒が非常に多いので、読書を推奨するチャンスだと思います。この計画は延期という形になるわけですが、読書を促すような取組については引き続きどうか、むしろ強調して取り組んでいただきたいと思います。ただ、小学校のクラスでも、コロナの感染防止で学級文庫が使えなくなったというようなことが発生しているみたいで、子どももちょっとショックになっていましたが、図書館もなかなか行きにくいというようなどころがあります。幸い大阪府から図書カードが配布されたので、本を購入することもできますし、電子図書とかももっと大阪市ができるようになったりしたらより読書に親しむことができるようになると思いますので、この期間、そういう読書を促すような取組を考えていただきたいと思います。

【三木中央図書館長】 分かりました。実際、この4月、5月の図書館の臨時休館中に、電子書籍につきましては非常に利用が伸びておりまして、電子書籍をはじめその他インターネット上でのウェブでの提供とか検索等が市立図書館はできますので、それについてはさらに進めていきたいと思っております。また、4月23日は子ども読書の日というのが法律で決まっております、そのときに「One Book One Osaka」という取組をやっておりまして、去年子どもたちが投票で選んだ大阪の1冊という絵本を選んでいただきました。「パンダ銭湯」という絵本で、今回は特別に松井市長にそのプレゼンテーションをユーチューブで発信しまして、なおかつ著作権上は非常に難しいのですが、幸い著作者と出版社の許諾請求が得られましたので、1か月の限定期間ではありましたが、臨時休館中にその読み聞かせを実際に銭湯で撮影しまして、それをホームページでアップして、ユーチューブで見られるようにするといった取組もやっております。そういう形で、子どもの読書活動はいろんな側面からやっていきたいと思っております。

【平井委員】 例えば、市立図書館の主催のビブリオバトルなども検討材料かと思えます。児童・生徒たちが自ら読むという環境を作っていくことが大切です。これまでもよい取組をされてきているので、さらに学習履歴となるような読書指導のあり方を検討してはいかがでしょうか。

【三木中央図書館長】 分かりました。検討してまいります。

議案第61号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、小学校の主務教諭による児童への体罰行為による懲戒処分に関する案件である。

処分内容としては、地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告としたい。

本件の概要について、当該教諭は、令和元年12月3日、当時同校3年1組の関係児童2名の間でもめごとが起こった際、引き離すために関係児童らの胸付近をつかみ、投げるような形で倒した後、関係児童Bのすね辺りを右足で蹴った。なお、本件体罰行為による関係児童への傷害はなかった。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】　今回は、結果的にけががなくてよかったが、危ない場所で体罰を行えば大きなけがをしてしまう可能性があるので、その点を含めてもう1度しっかりと指導してもらいたい。

【藤巻教務部長】　承知いたしました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
